

第2章 食に関する指導の進め方

1 食に関する指導を進めるに当たっての基本的な考え方

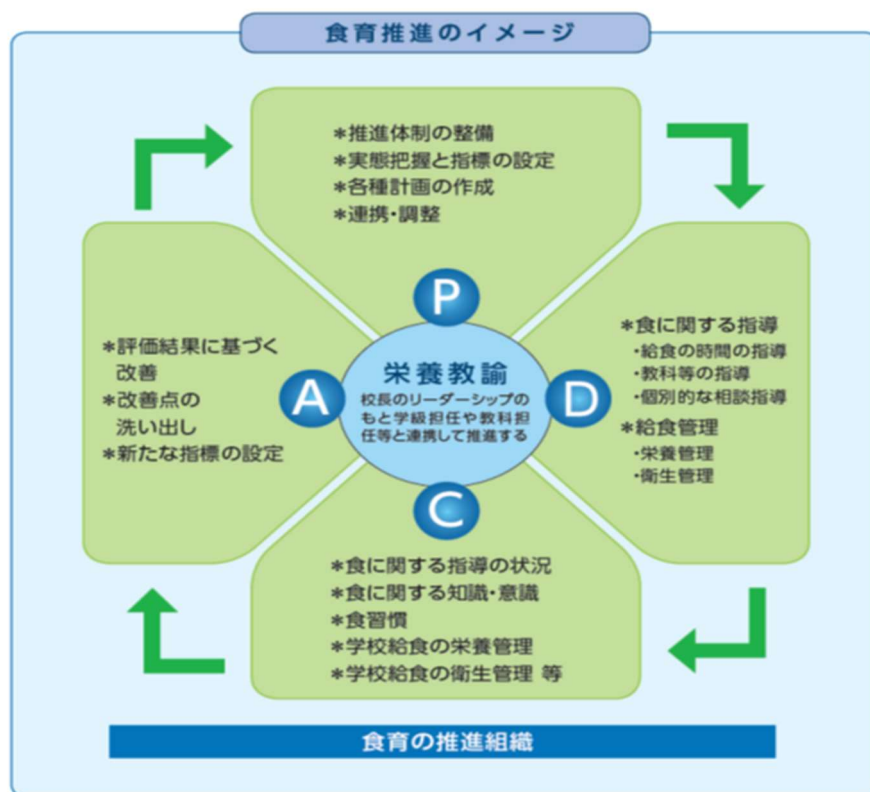
児童生徒の望ましい食習慣の形成等のためには、単発的な食に関する知識の伝達にとどまらず、実際に経験させつつ習慣化を促すための継続的な指導が必要である。児童生徒が食について計画的に学ぶことができるよう、食に関する指導に係る全体的な計画が策定され、関係教職員が連携・協力しながら組織的な取組を積極的に促進することが必要である。

また、集団指導だけでなく、個別相談に応じることや、地域や家庭と連携・協力して進めることが重要である。

2 食に関する指導の進め方

食に関する指導
の手引きー第二
次改訂版ー
【文科省】P24

各学校において食育を推進する際には、下図のように「計画(Plan)」「実践(Do)」「評価(Check)」「改善(Action)」のPDCAサイクルに基づいて行うことで、よりよい食育を推進することが可能となる。

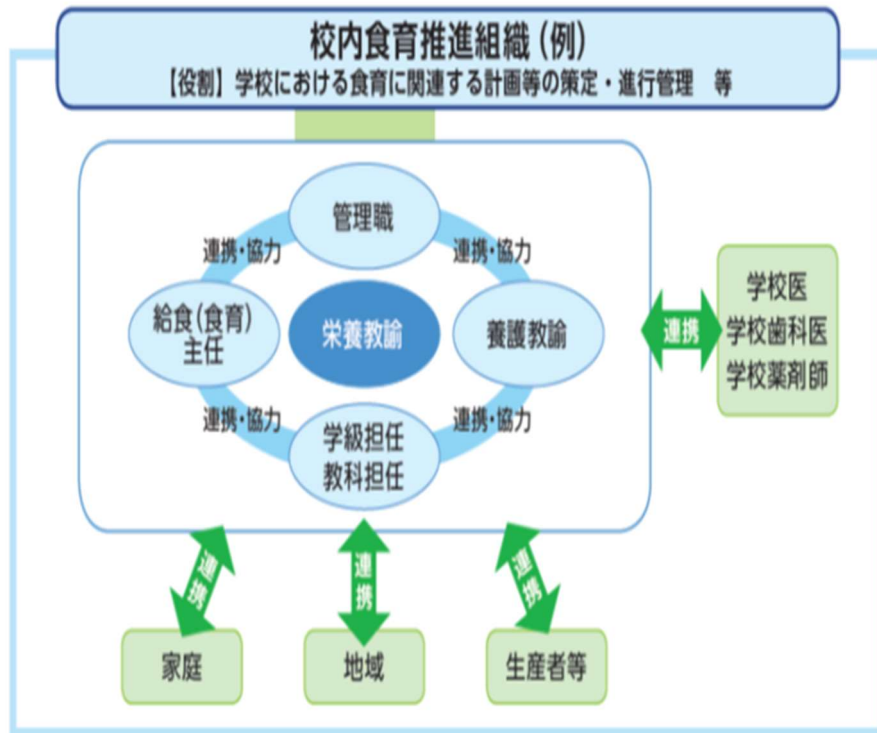


出典「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」P5
(文部科学省：平成29年3月)

(1) 計画(Plan)

① 推進体制の整備

学校長を責任者として、食育・学校給食に関する各種計画の策定及び進行管理をする委員会を設置し学校全体で食育を推進する体制を整備する。



出典「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」P6
(文部科学省 平成29年3月)

② 実態把握と指標の設定

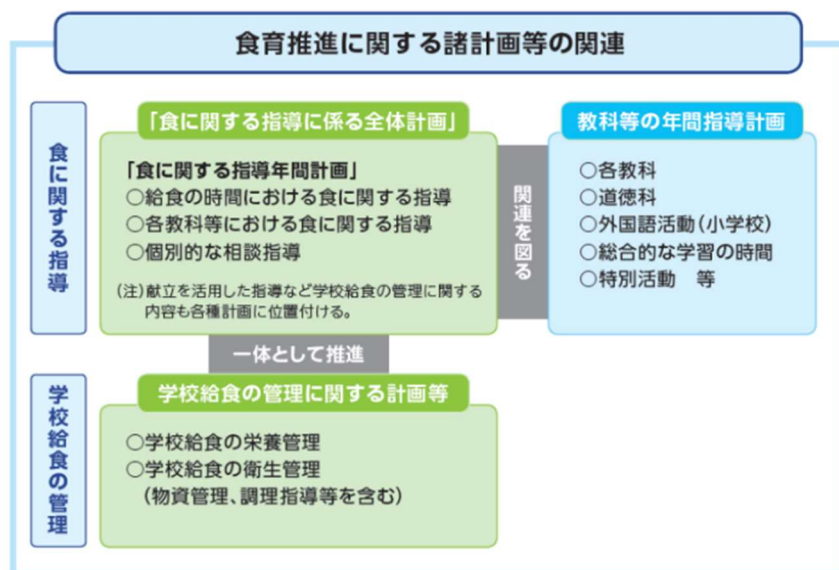
各種調査等の結果に基づき、児童生徒や家庭、地域、学校の実態を把握した上で食に関する課題を整理し指標を設定する。

③ 各種計画の作成

食の指導に関する各計画については、栄養教諭が各教科等の年間指導計画と食に関する指導に係る全体計画や年間指導計画等を関連付け計画案を作成する。

個別的な相談指導に関する計画については、栄養教諭が学級担任や養護教諭等の担当者等と情報を共有・調整した上で計画案を作成する。

学校給食の管理に関する計画等については、栄養教諭が自身の専門性を生かして計画案を作成する。



出典「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」P8
(文部科学省 平成29年3月)

④ 連携・調整

栄養教諭は、学校における食育推進の要として、校内の教職員はもとより、家庭や地域、校種間等との連携・調整を図る役割がある。

⑤ デジタル化に対応した食育

ICT（情報通信技術）や社会のデジタル化の進展や普及にともない、デジタルツールやインターネット等も活用した指導及び効果的な情報発信に積極的に取り組む。また、非接触型の指導方法も取り入れながら、「新しい生活様式」など暮らし方の変化に応じた指導を行うことも必要である。

(2) 実践(Do)

① 給食の時間における食に関する指導

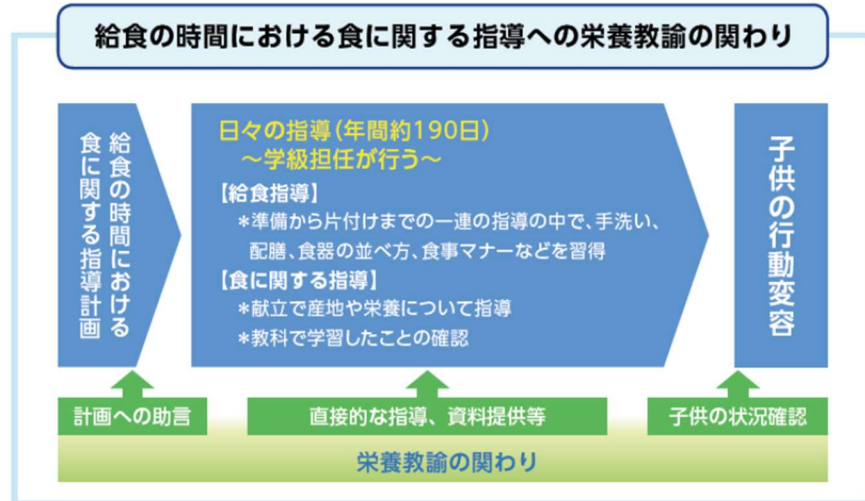
ア 給食指導

毎日の給食時間に、学級担任が行う食に関する指導であり、給食の準備から後片付けの一連の指導を実際の活動を通して、繰り返し行うことができる。

イ 食に関する指導

献立の工夫により、教科等と関連付けた指導が可能であり、「食事」という体験を通して、教科等で得た知識を、具体的に確認したり、深めたりすることができ、学習効果を高めることができる。なお、これらの指導時間が確保できるよう、ゆとりある給食時間を設定する必要がある。

栄養教諭は、給食時間における食に関する指導を年間指導計画に位置けるとともに、教室に向いて直接指導に当たったり、学級担任等に資料や情報を提供したりするなど、連携して効果的な指導をする。



出典「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」P10
(文部科学省 平成 29 年 3 月)

② 教科等における食に関する指導

栄養教諭が授業に参画することにより、目標や内容、教材や題材、学習活動など様々な面で食に関する指導と関連付けて指導することができる。児童生徒に、当該の教科等の目標や内容を身に付けさせることを第一義的に考え、その過程に「食育の視点」を位置付け指導する。食育の基本的な考え方を踏まえ、共通の目標のもと、主体となる学級担任、教科担任、栄養教諭、養護教諭等が相互に連携・協力を図りながら、総合的に指導力を発揮する。

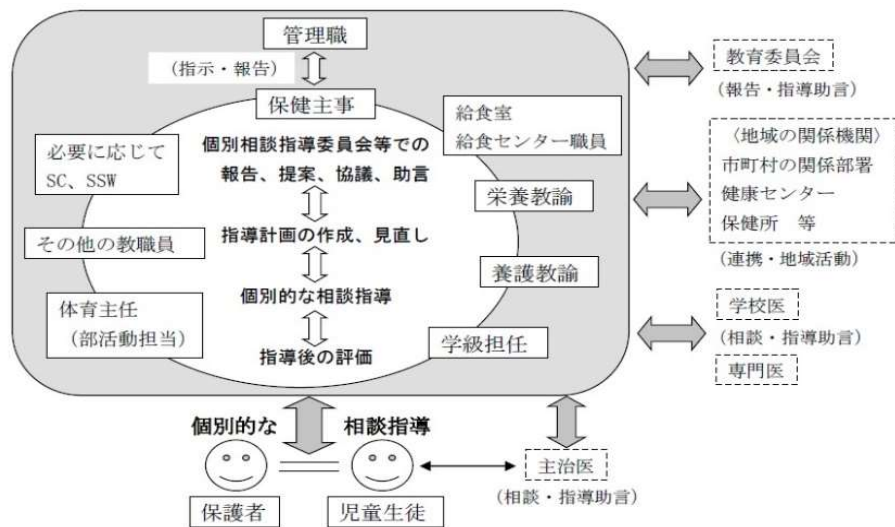


出典「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」P13
(文部科学省平成 29 年 3 月)

③ 個別的な相談指導

個別的な相談指導は、その課題の改善を目的として期間を決めて定期的、継続的に指導を進めることにより、対象の児童生徒の行動変容を促し、改善、あるいは、より良好な生活を行うための習慣を獲得できるようにする。また、個別的な相談指導は学校全体で取り組み、対象となる児童生徒の抽出は、主に学級担任が行い、実際の指導は、栄養教諭が中心となり関係者と連携を取りながら実施する。

図1 個別的な相談指導の体制（例）



※ SC：スクールカウンセラー、SSW：スクールソーシャルワーカー

出典 食に関する指導の手引き—第二次改訂版—P236
(文部科学省平成31年3月)

④ 地場産物の活用

学校や地域の実情に応じ、給食に地域食材や郷土料理を取り入れ、産地のデータや地域の食材・特産物などを「生きた教材」として活用する。地域の食文化や産業、生産、流通、消費など食料事情等について関心を持ち地域食材や産業への愛着と感謝の気持ちを育むことができるよう、伝統行事や気候風土と結び付けながら、「食材王国みやぎ」と言われる本県の利点を生かし、特色ある食文化の理解と継承を図る取組を進める。

⑤ 家庭・地域・学校相互間との連携

学校においては、校内食育推進体制を整備するとともに、学校が家庭や地域社会と連携・協働し、食育を一層推進していくことが求められている。家庭や地域においても食育に対する理解が進み、食育の取組が推進されるよう、学校から積極的に働

栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育 P25

き掛けや啓発を行うとともに、地域と協働して進める体制整備を充実していくことが大切である。また、地域の健康増進計画や食育推進計画において、明らかにされている学校や家庭、地域の役割とも関連させた取組を行うことが大切である。

(3) 評価 (Check)

評価を実施するに当たっては、栄養教諭が中心となり、活動指標 (アウトプット) により取組の状況等を評価し、成果指標 (アウトカム) により取組の成果についても評価する。活動指標については、「活動指標 (アウトプット) の評価項目例」等を適宜活用して、教職員を対象にして、取組状況等を把握する。また、成果指標については、既存のものを含む各種テスト、調査、健康診断等の結果などにより、「成果指標 (アウトカム) の評価項目例」等を適宜活用して、栄養教諭が関係の教職員と連携を図り状況を把握する。



出典「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」 P25
(文部科学省平成 29 年 3 月)

栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育 P31

(4) 指導目標・指導計画の改善 (Action)

評価結果を踏まえて、食育推進組織において次年度に向けての改善点を検討する。その際、栄養教諭は校長 (推進組織の委員長) に客観的な評価資料を示し、具体的な改善点を相談した上で、全教職員で共通理解を図る。また、保護者や地域住民などにも適宜評価結果を公表し、相互理解を深め連携体制を改善・強化するとともに、次年度の計画策定に生かす。